

日行連発第593号
令和3年8月13日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
許認可業務部
部長 村山 豪彦

発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインの一部改正について（周知）

国土交通省より、「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」の一部改正について周知依頼がありましたので、お知らせいたします。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましても、会員への周知にご協力ください。

【別添】

- ・発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインの一部改正について（令和3年7月30日・国不建推第21号）
- ・発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン（第3版）
- ・発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン新旧対照表（第3版）

【参考】

- ・建設業法令遵守ガイドライン（第7版）